

リサイクル推進室

1. プラスチックの資源循環について

プラスチック資源循環戦略（概要）

背景

令和元年5月31日

- ◆ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略

基本原則：「3R+Renewable」

【マイルストーン】

リデュース等	- ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) - 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進	＜リデュース＞ ① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制 ＜リユース・リサイクル＞ ② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル ④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用 ＜再生利用・バイオマスプラスチック＞ ⑤ 2030年までに再生利用を倍増 ⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入
リサイクル	- プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル - 漁具等の陸域回収徹底 - 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 - アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 - イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム	
再生材 バイオプラ	- 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） - 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） - 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い - 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 - バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入	
海洋プラスチック対策	プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した - ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 - 海岸漂着物等の回収処理 - 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化) - マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラップ製品のマイクロビーズ削減徹底等) - 代替イノベーションの推進	
国際展開	- 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） - 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）	
基盤整備	- 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） - 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） - 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） - 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開） - 資源循環関連産業の振興 - 情報基盤（ESG投資、エシカル消費） - 海外展開基盤	

- ◆ アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献
- ◆ 国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進

- 経済産業省及び環境省の審議会の合同会議における取りまとめを踏まえて、2019年12月27日に容器包装リサイクル法に基づいて、改正省令を公布。

「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について」（合同会議取りまとめ）のポイント

1. 対象となる買物袋	- あらゆるプラスチック製買物袋について有料化することにより過剰な使用を抑制していくことが基本 - 消費者が商品の購入に際し商品を持ち運ぶために用いる、化石資源由来のワンウェイのプラスチック製の買物袋を省令に基づく有料化の対象とする - 同時に、対象とならない、一定の環境性能が認められる以下の買物袋については、環境価値に応じた価値付け等を進める - バイオマスプラスチックの配合率が一定以上の買物袋（施行当初は配合率25%以上、徐々に高めていくことを求める） - 繰り返し使用が可能な厚手の袋（厚さ50μm以上） - 海洋生分解性の買物袋（配合率100%、今後相応の海洋生分解性機能が得られたものに限る）
2. 価格・収益の使途	- 本制度の趣旨・目的を踏まえつつ各事業者が自ら決定 - ガイドライン等で先行事例での効果実績等を提示
3. 対象業種	- あらゆる業種において有料化等による削減努力がなされることが必要 - 既存制度の枠組みを最大限活用した上で、自主的取組も含めて同様の措置を推奨
4. 実施時期	2020年7月1日から施行 - 前倒して準備を進められる事業者が先駆けて有料化を実施することを併せて推奨
5. フォローアップ	法に基づく定期報告に加え、各事業者・業界の取組状況の自主的な情報発信を推奨

⇒今後、プラスチック製買物袋の有料化をきっかけとして、消費者のライフスタイル変革を促す

みんなで減らそう！レジ袋チャレンジ

●目標：レジ袋をもらわない人の割合を **6割**

●期間：2020年6月25日～12月31日

（2020年3月時点で行ったアンケート調査では、店頭でレジ袋を1週間1枚ももらわなかった人の割合は約3割）

○事業者・団体向け：「レジ袋チャレンジ・サポーター」

キャンペーン目標の達成に一緒になって呼びかけしてもらえる事業者・自治体・NGOの皆様を募集。応募いただいた方々には、店頭などで使える動画・ポスターなど広報媒体を提供。（12月には優秀サポーターの表彰式を開催予定）

<提供する広報媒体の例>



➤登録はこちらから

<http://plastics-smart.env.go.jp/rejibukuro-challenge/>

※登録の際に、レジ袋削減に関する取組内容、辞退率・削減量等の実績なども併せて登録いただければ、キャンペーンサイトで紹介します。

⇒自治体としてのご登録と、地域の事業者・団体への登録・取組の呼びかけをお願いします。

○消費者向け：「レジ袋チャレンジャー」

環境大臣とアンバサダーからの挑戦項目を達成するとWEB上で**表彰状**がダウンロードできる。挑戦項目は、「1週間レジ袋をもらわない」、「周りの人にマイバッグをすすめる」「マイバッグを50回使う」など計18項目。



- 昨年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」の具体化に向けた本格的な検討を行うため、中央環境審議会循環型社会部会に「プラスチック資源循環小委員会」を設置。
- 本年5月12日から、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会 プラスチック資源循環戦略ワーキンググループとの合同会議を開催。

＜これまでの開催実績＞

- 第1回 5月12日：プラスチックを取り巻く国内外の状況の説明、フリーディスカッション
- 第2回 5月26日：関係者からのヒアリング①
(NPO、清涼飲料業界団体、食品製造業界団体、フランチャイズビジネス業界団体、プラスチック製造業界団体、化学工業団体等)
- 第3回 6月23日：関係者からのヒアリング②
(婦人団体、地方公共団体、外食産業、チェーンストア業界団体、ヘルスケア業、家電製造業、投資サービス運用業)
- 第4回 7月21日：今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性（案）

今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性（案）（柱書）

【主な施策の方向性】

1. リデュースの徹底

2. 効果的・効率的で持続可能なリサイクル

- (1) リユース・リサイクル可能な製品設計
- (2) プラスチック資源の回収・リサイクルの拡大と高度化
 - (i) 家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル
 - 市町村による分別回収
 - 事業者による自主回収
 - (ii) 事業者から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル
 - (iii) 効率的な回収・リサイクルの基盤整備

3. 再生素材やバイオプラスチックなど代替素材の利用促進

- (1) 再生素材の利用促進
- (2) バイオプラスチックへ代替促進

4. 分野横断的な促進策

- (1) 消費者の理解・協力の促進
- (2) 企業・地方公共団体による先進的な取組の展開
- (3) ESG金融による取組の後押し
- (4) 政府の率先的・基盤的な取組

※環境省・経済産業省合同審議会 第4回（7/21（火）） 配付資料

「今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性（案）」

環境省HP: <http://www.env.go.jp/council/03recycle/200721s1.pdf>

○バイオプラスチック導入ロードマップ検討会

- ✓ プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の1つとして、環境・エシカル的側面、生分解性プラスチックの分解機能の評価を通じた適切な発揮場面（堆肥化、バイオガス化等）やリサイクル調和性等を整理しつつ、用途や素材等にきめ細かく対応した「バイオプラスチック導入ロードマップ」を策定するため、各秀麗の意見を広く聴取した上で、その内容について検討するために「バイオプラスチック導入ロードマップ検討会」を環境省に設置。

<これまでの開催実績>

第1回 5月22日：バイオプラスチックを巡る状況について、フリーディスカッション

第2回 7月28日：バイオプラスチックに係る関係者ヒアリング

○サーキュラー・エコノミー及びプラスチック資源循環ファイナンス研究会

- ✓ サーキュラー・エコノミー及びプラスチック資源循環に資する取組を進める我が国企業が、国内外の投資家や金融機関から適正に評価を受け、投融資を呼び込むことができるように検討するために「サーキュラー・エコノミー及びプラスチック資源循環ファイナンス研究会」を環境省と経済産業省で設置。

<これまでの開催実績>

第1回 5月18日：サーキュラー・エコノミー及びプラスチック資源循環分野の取組について
有識者からの資料紹介、フリーディスカッション

第2回 6月24日：サーキュラー・エコノミー及びプラスチック資源循環分野に係るファイナンスの検討
有識者からの資料紹介、循環型の事業活動の類型、フリーディスカッション

第3回 7月31日：ガイダンスおける「価値観（仮称）」について、サーキュラー・エコノミー及びプラスチック資源循環のリスクと機会について、有識者からの資料紹介、フリーディスカッション

省CO₂型リサイクル等高度化設備導入促進事業

【令和2年度予算 4,320百万円（3,330百万円）】



省CO₂型リサイクル等設備の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① アジア全体に拡大する廃プラスチックの禁輸措置に加え、令和元年5月に採択されたバーゼル条約の規制対象に汚れた廃プラスチックが加えられることへの対応及び令和元年5月に策定されたプラスチック資源循環戦略を踏まえ、国内の省CO₂型プラスチックリサイクル設備の整備を行います。
- ② 上記とともに、再生可能エネルギー設備等の低炭素製品のリサイクル設備への支援を行い、低炭素化と資源循環の統合的実現を目指します。

2. 事業内容

・プラスチック・低炭素製品等に係る高度リサイクル等の省CO₂型設備（トップランナー）への補助

（対象設備例）



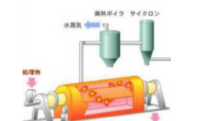
廃プラの選別設備



太陽光パネルリサイクル設備

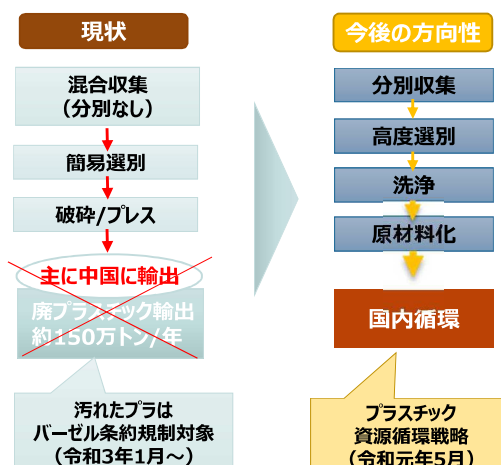


ペレット化設備



炭素繊維強化プラリサイクル設備

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1/3、1/2）
- 補助対象 民間団体等
- 実施期間 平成30年度～令和2年度

プラスチック代替素材への転換・社会実装を支援します。

1. 事業目的

- ① 海洋プラ問題、資源廃棄物制約、温暖化対策等の観点から、プラスチックの海洋汚染低減、3Rや再生可能資源転換が求められています。
- ② 「プラスチック資源循環戦略」に基づき、「代替素材への転換」、「リサイクルプロセス構築・省CO₂化」、「海洋生分解素材への転換・リサイクル技術」を支援し、低炭素社会構築に資するシステム構築を加速化します。

2. 事業内容

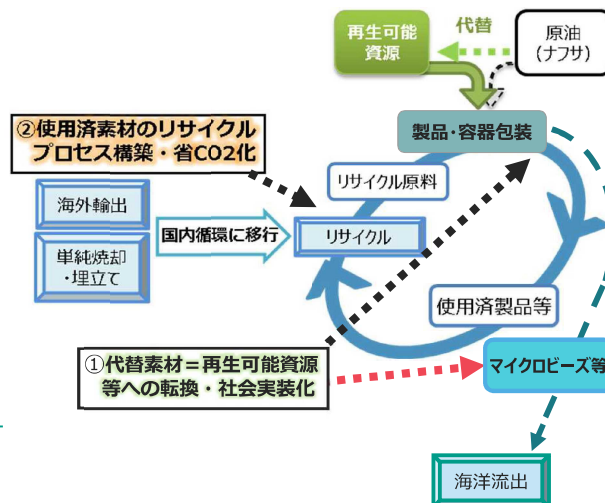
① 化石由来プラスチックを代替する省CO₂型バイオプラスチック等（再生可能資源）への転換・社会実装化実証事業

バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF等のプラスチック代替素材の省CO₂型生産インフラ整備・技術実証を強力に支援し、製品プラスチック・容器包装や、海洋流出が懸念されるマイクロビーズ等の再生可能資源等への転換・社会実装化を推進。

② プラスチック等のリサイクルプロセス構築・省CO₂化実証事業

複合素材プラスチックなどのリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を強力に支援し、使用済素材リサイクルプロセス構築・省CO₂化を推進。

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 2）
- 対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室 電話：03-5501-3153、水・大気環境局水環境課・海洋環境室 電話：03-5521-9023

2. 家電リサイクル法について

(1) 施行状況

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）は、小売店等による廃家電の引取り、製造業者等によるリサイクルの実施等に関し、都道府県、市区町村を始めとする関係団体等の御協力の下、着実に施行されているところである。

令和元年度に全国の指定引取場所で引き取られた家電 4 品目は合計約 1,477 万台（前年度比約 8.9%増）であった。

また、平成 30 年度における製造業者等の再商品化率は、エアコン 92%、ブラウン管式テレビ 71%、液晶・プラズマテレビ 85%、冷蔵庫・冷凍庫 80%、洗濯機・衣類乾燥機 91%であった。再商品化の実績は引き続き家電リサイクル法で定める再商品化等基準を上回っている。

製造業者等や小売業者、市区町村、国、消費者が廃家電の回収促進に取り組み、社会全体で適正なリサイクルを推進していくため、平成 27 年 3 月末に廃家電の回収率目標を家電リサイクル法の基本方針に規定した。

回収率については、（適正に回収・リサイクルされた廃家電の台数）／（出荷台数）で算出することとしており、平成 25 年度には 49%であった回収率を平成 30 年度までに 56%以上とする目標を達成するため、平成 28 年 3 月に、各主体の取組をまとめたアクションプランを作成し、各種取組を行ったところである。

平成 30 年度の回収率は 59.7%であり、回収率目標である 56%を上回った。新たな回収率目標については今後議論されていくこととなるが、貴都道府県におかれては、アクションプランに基づいた回収率目標達成に向けた取組を引き続き進めていただきたい。

また、リサイクル料金の費用負担方式については、今後の見直しにおける参考とするべく、諸外国における廃電子電気機器のリサイクル制度について、現状と課題について調査を行っている。

< 参考資料 >

令和元年度における家電リサイクル実績について

<http://www.env.go.jp/press/108131.html>

平成 30 年度における家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について

<http://www.env.go.jp/press/107965.html>

(2) 小売業者の引取義務外品の回収体制構築について

買換えの場合及び自ら過去に販売した家電4品目については、小売業者に引取義務が課せられているが、小売業者にこうした引取義務が課されていない廃家電（いわゆる「小売業者の引取義務外品」）の回収体制が構築されていない場合は、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがある。このため、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市区町村が、地域の実情に応じて小売業者や廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を構築する必要がある。家電リサイクル法施行後18年が経過しているが、小売業者の義務外品の回収体制の構築および小売業者に引取義務が課せられている廃家電の排出方法の周知のいずれもが完了している市区町村の割合は、現在精査中ではあるが、令和2年3月末時点においても83%程度であり、依然として100%には至っていない状況である。

回収体制の構築については、平成28年1月に改正した、廃棄物処理法の基本方針においても、「小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合について、（中略）平成三十年度までに、百パーセントまで増大させる。」と規定された。

また、環境省では、すべての市区町村において回収体制が構築されるよう、平成27年3月に「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」を作成し、都道府県を通じて市区町村に提供しているところである。

貴都道府県におかれては、貴管内の小売業者の引取義務外品の回収体制が構築されていない市区町村に対し、当該ガイドラインに基づく回収体制の構築について、周知と協力をお願いしたい。

<参考資料>

小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/kaden/conf/attach/rep_201503.pdf

(3) 不適正処理に対する取締りについて

消費者による廃家電の適正排出を促進していくためには、関係主体がそれぞれの立場を最大限活用し、連携しながら普及・啓発を実施する必要がある。貴都道府県におかれては、違法な不用品回収業者に排出されることなく、消費者により、法や自治体の定める適正なルートに排出されるよう、貴管内市区町村に対して、引き続き廃家電の適正排出の啓発を実施していただくとともに、今後、各主体が普及啓発を実施する際には、御協力頂くようお願いしたい。

また、使用済家電の適正な処理を担保し、適切にリサイクル料金を負担している者との公平性や、国内のリサイクルの形骸化、海外での環境汚染に繋

がらないよう、貴都道府県におかれては、貴管内の市区町村と連携し、警察などの関係機関に協力を求めつつ違法な不用品回収業者やヤード業者、その他不適正処理を行う業者の指導取締りをお願いしたい。

上記の取組を推進するため、昨年度、違法な不用品回収業者対策のためのセミナーを実施（全国2箇所で開催）した。

（４）不法投棄・離島対策等の状況について

平成30年度の廃家電4品目の不法投棄台数（推計値）は、エアコンが1,000台（構成比1.9%）、ブラウン管式テレビが21,700台（同40.1%）、液晶・プラズマテレビが10,400台（同19.1%）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が12,700台（同23.4%）、電気洗濯機・衣類乾燥機が8,400台（同15.5%）で、4品目合計では54,200台（前年度と比較して横ばい）となった。

＜参考資料＞

平成30年度廃家電の不法投棄等の状況について（お知らせ）

<http://www.env.go.jp/press/107607.html>

また、一般財団法人家電製品協会が実施している不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力については、令和2年度まで実施されることとなっていたが、引き続き両事業協力を実施するよう環境省及び経済産業省から一般財団法人家電製品協会に要請し、令和5年度まで実施されることとなった。

不法投棄された廃家電の処理費用の負担軽減や離島地域における廃家電の製造業者等への引渡しに関する負担軽減となることから、都道府県におかれては、貴管内市区町村に対し、本事業の積極的活用を御検討いただくよう周知をお願いしたい。

＜参考資料＞

不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力（家電製品協会HP）

<https://www.aeha.or.jp/recycle/>

（５）家電4品目を取り扱う廃棄物処分業者等の実態把握

家電4品目の処分を行う者は、廃棄物処理法に基づく処理基準（「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として大臣が定める方法」（平成11年6月厚生省告示第148号））を遵守する必要があり、この処理基準は、家電リサイクル法の再商品化義務者である家電メーカーやその委託先のプラントのほか、廃棄物処分許可業者についても当然適用される。

また、家電メーカーに対して、家電リサイクルの質を担保していく観点から、部品及び材料の分離等に関する望ましい取組について示したガイドラインを平成 27 年 1 月に策定したところであるが、当該ガイドラインは廃棄物処分許可業者においても遵守することが望ましい。

都道府県におかれては、家電 4 品目の処分を行う廃棄物処分許可業者について、その実態を把握するとともに、処理基準が遵守されているか、処理基準を満たすための設備が導入されているか等について、指導、監督をお願いしたい。

また、平成 29 年の廃棄物処理法改正により追加された有害使用済機器の再生又は処分についても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 16 条の 2 第 1 号から第 4 号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」（平成 30 年 3 月環境省告示第 10 号）において同様の処理基準が定められているところ、都道府県におかれては、実態の把握及び指導、監督をお願いしたい。

< 参考資料 >

再商品化率の引き上げと高度なりサイクルの促進について

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y032-33/mat04.pdf>

再商品化率等ガイドラインの概要について

http://www.env.go.jp/council/03recycle/y032-34/mat05_3.pdf

3. 小型家電リサイクル法について（資料 P.50）

（１）施行状況

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）が平成 25 年 4 月 1 日に施行され、7 年が経過したところである。現在、小型家電リサイクル法附則に基づき、施行状況の評価・検討が中央環境審議会・産業構造審議会の合同審議会で実施されている。

使用済小型家電の回収量については、平成 29 年度には 7 万 8 千トン、平成 30 年度は約 10 万トンと増加しているが、小型家電リサイクル法に基づく基本方針における回収目標「平成 30 年度までに年間回収量 14 万トン」の達成に向けては更なる取組の促進が必要である。

市町村の参加状況については、参加又は参加の意向を示した市町村が、全国 1,741 市町村（特別区含める）のうち、令和元年度の調査によれば 1,407 市町村（全市町村の約 81%）、居住人口ベースでは約 94%を示しており、平成 30 年度と比較して参加市町村数は減少したものの、9 割を超える国民が同制度に参画できることを示す結果となった。

今後、環境省としては、合同審議会での議論を踏まえ、市町村のより効率的・効果的な回収スキームの構築に向けた支援を進め、その中での優良事例の横展開に向けた事例整理や周知を実施し、一人当たり回収量の向上に努めて参りたい。

各自治体におかれては、貴管下の市町村に対して、合同審議会の中でも新たな課題として挙げられたリチウムイオン電池使用製品に起因する火災等について、このリスクの低減に寄与する等の財政的に評価しづらいメリット等も含めて、認定事業者へ使用済小型家電を引き渡すことを検討いただくよう周知をお願いしたい。

<参考資料>

小型家電リサイクル法関係資料

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/law.html>

中央環境審議会循環型社会部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会（第 21 回）資料

<http://www.env.go.jp/council/03recycle/21.html>

（２）回収量拡大に向けた市町村への支援について

環境省では平成 28 年度から市町村における小型家電リサイクルの拡大及び採算性確保に向けた市町村支援事業を実施している。本事業は、これまでに蓄積されたノウハウを活かし、各市町村の現在の取組状況のヒアリングや、清掃工場等の現場確認、小型家電リサイクルに係わる費用便益の分析等を行うことで個別の市町村の状況を十分に把握した上で、対策メニューを提案するものであり、今年度においても市町村からの申し込みを募るので、積極的に御活用いただきたい。

また、支援事業等で得られた優良事例や、都道府県が市町村に対して実施している支援の取組の優良事例については、平成 30 年度にそれぞれ「市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き」及び「小型家電リサイクルの促進に向けた都道府県の取組事例集」として取りまとめ、環境省ホームページで公開している。これらの事例も参考に、各市町村に合った小型家電リサイクルについてご検討いただきたい。

さらに、市町村の小型家電リサイクル事業の費用便益を簡便に計算することを目的として、費用便益分析ツールを作成し、環境省ホームページで公開している。このツールを活用し、小型家電リサイクルにおける経済合理性の観点も踏まえ、取組を促進するようお願いしたい。

市民への広報普及については、市町村から配布されるごみカレンダーや広報誌等の効果大きいことが分かっており、積極的にこれらの媒体を活用するよう協力をお願いしたい。併せて、学校教育で実際に活用できる資料教材である「小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ」について、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に関するコンテンツも盛り込んだものとなっているので、積極的なご活用をお願いしたい。

<参考資料>

市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/tebiki.pdf>

小型家電リサイクルの促進に向けた都道府県の取組事例集

<http://www.env.go.jp/recycle/recycle/recycling/raremetals/kodenzyreisyu.pdf>

市町村における小型家電リサイクルの費用便益分析ツール

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/bunseki.xlsx>

小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/kodenzyugyo.html>



「小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ」

(3) 個人情報保護対策の適切な実施について

昨年、自治体から回収した HDD 等が不正転売された事案も報告されたところであるが、使用済小型電子機器等の中には、他の品目に比べて多量かつ重要な個人情報を含む可能性が高いパソコンや携帯電話・PHS 端末等があり、個人情報の保護対策を十分に配慮する必要がある。これらの品目を回収する場合には、消費者に対して個人情報を消去したうえで排出することを周知徹底するとともに、収集時及び保管時においても、施錠できる場所で保管する等の適切な個人情報保護対策を講ずるよう、改めて貴管下市町村へ周知徹底をお願いしたい。

なお、小型家電リサイクル制度では、それぞれの実情に合わせた形で市町村毎に回収品目や回収方法を定めているところだが、改めて各市町村におかれては「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」を参照いただき、適切に個人情報保護対策を講じたうえで、積極的に小型家電リサイクルに取り組んでいただきたい。特に PC については、環境省において平成 28 年 11 月 11 日付け事務連絡において各市区町村に対し、回収対象品目にパソコンを追加することを検討いただく様をお願いしたところであり、従来のメーカーによる自主回収と併せて小型家電リサイクルルートへの排出も検討いただきたい。

< 参考資料 >

使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/gaidorain30-06.pdf>

(4) 認定事業者以外の再資源化事業者との契約について

「市町村―認定事業者の契約に係るガイドライン」では、適正な再資源化が可能であると各市町村において判断できる場合には、小型家電リサイクル法第5条に規定する「その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者」（以下「その他適正な者」という。）へ小型家電を引き渡すことも可能とされている。一方で、認定事業者と同様に「適正な再資源化」がなされているかどうか、市町村で御確認頂く必要があるので、御注意頂きたい。

その他適正な者の「適正性」の確認のため、残渣の処理先、当該事業者が再資源化した金属等の重量¹等について、御確認いただく必要がある。平成31年3月に改定した「市町村―認定事業者の契約に係るガイドライン」（以下、「契約ガイドライン」という。）において、適正性の確認方法をチェックリスト形式で示しているので、御参照頂きたい。

また、その他適正な者との契約に当たっては、適切に再資源化を実施し得る者を選定できるよう契約ガイドラインに沿った入札方式を採用いただきたい。

以上について、貴管下市町村へ周知徹底をお願いしたい。

< 参考資料 >

市町村―認定事業者の契約に係るガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/attach/gl_agree140425.pdf

¹ 認定事業者以外の再資源化事業者においても、当該事業者の1年間の合計の処理実績と各市町村からの使用済小型家電の引渡数量等を用いて市町村別の再資源化された有用金属の量を算定することができる。

4. パソコン及び小型充電式電池のリサイクルについて

(1) 資源有効利用促進法について

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。）においては、政令で指定した製品について製造等事業者による回収及び再資源化の取組を求めている、現在、パソコン及び小型充電式電池を対象製品（指定再資源化製品）に指定している。

<参考資料>

環境省ホームページ（資源有効利用促進法の概要）

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/recyclable/gaiyo.html>

① パソコン

事業系パソコンについては、製造等事業者が自ら指定した指定回収場所において自主回収し、再資源化を行い、リサイクル費用は排出者が排出時に負担することとなっている。

家庭系パソコンについては、平成 15 年 10 月から製造等事業者による自主回収及び再資源化が開始された。なお、平成 15 年 10 月以降、新規に販売されたパソコンについては、当該製品が廃棄される際には当該製造等事業者が無償で引き取ることとしている。

また、一般社団法人パソコン 3 R 推進協会により、自作パソコンや倒産したメーカーのパソコン等のメーカー等不存在パソコンの回収及び再資源化についても、平成 16 年 7 月から開始されている。

なお、パソコンについては上述の自主回収のスキームのほか、様々な排出方法を選択できることが消費者の利便性向上になり、ひいては全体としてのリサイクルが促進されることから、小型家電リサイクル法の対象品目にも指定されており、「3. 小型家電リサイクル法について」において前述のとおり、両スキームを活用してリサイクルの推進を図っていただきたい。

<参考資料>

一般社団法人パソコン 3 R 推進協会ホームページ

<https://www.pc3r.jp/home/>

② 小型充電式電池

小型充電式電池については、製造等事業者が小型充電式電池使用機器の製造等事業者の協力を得つつ、小形二次電池の使用事業者からの回収及び販売店の店頭等に設置した回収ボックスでの回収を無償で行い、再資源化を実施

している。加えて、一般社団法人 J B R C が一般廃棄物広域認定を取得し、平成 30 年 10 月より、一般廃棄物としての小型充電式電池についても回収・再資源化を開始している。

従来から小型充電式電池は無償で回収されてきた経緯もあり、法に基づく自主回収等が更に進むことによってリサイクルの推進が図られることが期待されるところであり、都道府県においても、小型充電式電池のリサイクル、とりわけ家庭からの回収が円滑に進むよう、小型充電式電池が含まれる機器の情報提供や貴管内における具体的な回収場所の把握、住民への周知など、市町村の住民等に対する普及啓発等の推進をお願いしたい。

また、平成 30 年 9 月 28 日付け事務連絡において、各市区町村に対して依頼しているとおり、各自治体の公共施設等、貴管下市町村における小型充電式電池の回収拠点登録に引き続き御協力をお願いしたい。

<参考資料>

小型充電式電池リサイクルのページ（一般社団法人 J B R C のページ）

<https://www.jbrc.com/>

5. 食品廃棄物対策

<参考資料>

環境省 HP 食品リサイクル関係

<http://www.env.go.jp/recycle/food/index.html>

（１）食品ロスの削減

国連の「持続可能な発展のための 2030 アジェンダ」に盛り込まれた「持続可能な開発目標（SDGs）」では、食品廃棄物に関して、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」目標が掲げられた。今後、こうした国際合意も踏まえながら、我が国における食品ロス削減・食品リサイクルを促進していくこととしている。

平成 29 年 6 月に、循環型社会形成推進基本法に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」（以下「第四次循環計画」という。）が閣議決定され、その中に、SDGs を踏まえた家庭系の食品ロス削減目標（家庭から発生する食品ロスを 2030 年度までに半減）を含めるとともに、事業系の食品ロス削減目標についても、令和元年 7 月に策定した食品リサイクル法の基本方針において、2030 年度までに 2000 年度比で半減させるとの目標を定めた。

これまでも、食品リサイクル法の基本方針等を踏まえ、官民を挙げた食品ロス削減国民運動を展開し取組を促進しており、環境省では、以下に示す事業を通じて食品ロスの削減に取り組んでいるところである。食品ロスの削減は、

市町村の廃棄物処理コストの削減にもつながるものであることから、都道府県をはじめ自治体におかれては、地域の状況に応じて、食品ロス削減のため、地域の事業者等とも連携しつつ、きめ細やかな普及啓発に取り組んでいただきたい。

① 食品ロスの削減の推進に関する法律の成立（別添参照）

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年 5 月法律第 19 号）が超党派の議員連盟による議員立法にて成立。

② 食品ロス削減推進法基本方針の閣議決定（別添参照）

令和元年 10 月より開催されていた「食品ロス削減推進会議」における議論を踏まえ、令和元年 3 月 31 日に食品ロス削減推進法第 11 条に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

③ 食品ロス量全国推計値の公表

本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」が国全体で年間約 612 万トン（平成 29 年度実績）あるとの推計を令和 2 年 4 月に公表した。

④ 「食品ロス削減全国大会」の開催

令和元年 10 月 30 日に、徳島県徳島市において、「第 3 回食品ロス削減全国大会」（主催：徳島県、徳島市、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会※）を開催した。

※…「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する自治体が、広く全国で食べきり運動等を推進し、食品ロスを削減することを目的とする協議会（令和 2 年 6 月 15 日現在で 47 都道府県 422 市区町村が参加）

⑤ 市町村による食品ロスに係る調査の支援

廃棄物処理法基本方針では、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数を、200 市町村に増大させる目標を設定した。環境省では、平成 29 年度より引き続き過去に食品ロスの組成調査を行っていない市町村に対して、組成調査に対する財政的・技術的な支援を行うとともに、環境省のホームページにおいて調査手順書と解説動画を公開している。

⑥ 学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の３Ｒの促進

学校給食における再生利用等の取組を促進するため、学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の３Ｒ促進に関するモデル事業を平成 27 年度から開始し、令和元年度は高崎市及び市川市において事業を実施している。

また、平成 29 年度には、３年間のモデル事業の結果に基づいて、市区町村の教育現場において、食品ロス削減に係る取組を容易に実施することができるよう、「自治体職員のための学校給食の食べ残しを減らす事業の始め方マニュアル」を作成し、環境省のホームページに公開した。令和 2 年 3 月現在、前述の高崎市及び市川市の事例を追加したものを最新版として公開している。自治体におかれては、必要に応じて本マニュアルを施策の検討にご活用いただきたい。

⑦ 自治体等と連携した普及啓発と情報提供

環境省では、自治体や事業者等における取組を支援するため、宴会での食べきりを促す 3010 運動の啓発のための三角柱ポップや、消費期限や賞味期限が近い商品から購入することを消費者に対して促す際ためのキャラクター「すぐたべくん」、家庭で発生する食品ロスを日記形式で記録できる「７日でチャレンジ！食品ロスダイアリー」といった、啓発資材を作成し、ホームページにて提供している。また、消費者や事業者・自治体の担当者等が食品ロスに関する正確で分かりやすい情報を得られるよう、食品ロスに関する情報を集約したポータルサイトを作成した。さらに、地方自治体が食品ロス削減の取組を行う際の参考となるよう、「食品ロス削減のための施策バンク」（全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会作成）の事例のうち先進性や汎用性の高い 7 つの事例について、具体的な手順等をマニュアルとして取りまとめた。

(2) 食品リサイクルの推進（食品リサイクル法）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）は、食品廃棄物等について、発生抑制と減量化により最終処分量の減少を図るとともに、資源として飼料や肥料等に再生利用又は熱回収することを目的とし、食品関連事業者に対して、再生利用等実施率や発生抑制の目標値を課している。

平成 29 年 6 月に閣議決定された第四次循環計画において、家庭系食品ロスの削減目標が定められるとともに、事業系食品ロスの削減目標を食品リサイクル法の基本方針の中で設定するとしたことを受け、令和元年度に予定していた施行状況の点検を 1 年前倒しとなる平成 30 年度から開始し、令和元年 7 月には、家庭系食品ロスの削減目標と同様に、2030 年度までに 2000 年度比で半減するとの目標を食品リサイクル法の改正と併せ、基本方針において定めたところ。

また、食品リサイクル法では、食品循環資源の再生利用を促進していくため、再生利用の委託先となる事業者を確保する観点から「登録再生利用事業者制度」が、また、再生品である飼料、肥料等とそれによって生産された農畜水産物の利用までを含めた計画的な再生利用の促進を図る観点から「再生利用計画認定制度」（いわゆる「食品リサイクルループ」認定制度）が設けられている。

食品リサイクル法が施行して以降、一定の成果が認められるが、未だ目標に達していない業態もあることから、引き続き取組を進める必要がある。

① 平成 29 年度における食品循環資源の再生利用等実施率

業種	年間 発生量 (千トン)	業種別 実施 目標 (%)	再生利用等実施率(%) ()の数字は再生利用等実施量							
			発生抑制	再生利用(用途別仕向先)			熱回収	減量		
					飼料	肥料			その他	
食品製造業	14106	95	95 (15592千t)	16 (2292千t)	80 (11252千t)	62 (8800千t)	12 (1697千t)	5 (755千t)	3 (443千t)	11 (1605千t)
食品卸売業			67 (203千t)	13 (36千t)	57 (152千t)	13 (35千t)	34 (92千t)	9 (25千t)	0 (1千t)	5 (14千t)
食品小売業	1230	55	51 (768千t)	24 (290千t)	39 (474千t)	16 (202千t)	12 (148千t)	10 (124千t)	0 (0千t)	0 (4千t)
外食産業			32 (775千t)	16 (339千t)	20 (419千t)	5 (96千t)	10 (199千t)	6 (124千t)	0 (0千t)	1 (17千t)
食品産業計	17666	—	84 (1739千t)	17 (2958千t)	70 (12297千t)	52 (9133千t)	12 (2135千t)	6 (1029千t)	3 (444千t)	9 (1640千t)

② 食品関連事業者の発生抑制の目標値

平成 26 年に設定した発生抑制目標値については、9 割の事業者が目標値を達成している状況を踏まえ、昨年 7 月の食品リサイクル法の改正において、既に設定されている 31 業種のうち、19 業種で見直しを行うとともに、設定されていなかった 44 業種のうち、新たに 3 業種で目標を定めた。詳細についてはインターネットで「食品廃棄物等の発生抑制の取組」と検索し、農林水産省のホームページを参照のこと。

③ 食品リサイクル法の施行状況の点検

平成 29 年 10 月より、中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会と食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会の合同会合において、食品リサイクル法の施行状況の点検を進め、前述のとおり令和元年 7 月に改正を行った。

④ 地域における食品リサイクル推進の取組

食品流通の川下の再生利用等が進んでいない理由として、食品廃棄物等の分別が困難であること、性状が不均質であること、民間事業者の再生利用料金が公共サービスである市町村の処理料金よりも結果として割高であること、食品廃棄物等の発生場所に再生利用施設が不足していること等が挙げられる。

地域の食品循環資源の再生利用等の促進に向けて、食品廃棄物等の発生状況及び再生利用製品の利用の状況等の地域の実情に応じ、地方公共団体が主体的な役割を担うことが期待されているところである。各地方自治体におかれては、以下を活用しつつ、市町村と連携を図りながら食品循環資源の再生利用及び食品ロスの削減等を推進していただきたい。

⑤ 食品リサイクル法に基づく定期報告データの都道府県別集計

平成 29 年度（平成 28 年度分の定期報告データ）より、地域における食品廃棄物等の発生状況をよりきめ細かく把握できるよう、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者からの定期報告の様式を変更し、食品関連事業者の食品廃棄物等の発生量、再生利用量等を都道府県別に報告させ、集計している。また、令和 2 度分の定期報告調査から市町村別集計を行うことになりました。平成 29 年度分の定期報告データの集計結果については平成 30 年 4 月に農林水産省のホームページに公表した。インターネットで「食品リサイクル法に基づく定期報告の都道府県データの集計結果について」と検索し、農林水産省のホームページを参照のこと。

⑥ 食品廃棄物の不適正転売事案の再発防止策について

食品循環資源の再生利用等を促進するとともに、食品廃棄物の適正処理を徹底することも重要である。平成 28（2016）年 1 月には、登録再生利用事業者による食品廃棄物の不正転売事案が発覚した。再生利用は、食品関連事業者が排出事業者としての適正処理にかかる責任を全うした上で取り組まれるべきものである。

排出事業者責任の徹底に係る取組については、「1. 排出事業者責任について」（P. 3）を参照いただきたい。

⑦ 養豚農業振興法を受けた環境省の対応

環境省では、食品リサイクル法に基づく特例措置等を通じ、いわゆる「エコフィード」（食品循環資源を原材料とする飼料）の促進を図ってきた。養豚業におけるエコフィードの利用について、環境保全を前提としつつ、地域の実情に応じて更なる促進を図っていただく際の参考としていただけるよう、

- ・食品リサイクル法等の下での特例制度についての紹介
 - ・特例制度を活用したエコフィードの利用促進事例
- 等を資料集（ガイドブック）として取りまとめた。

6. 自動車リサイクル法について

（１）施行状況

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「自動車リサイクル法」という。）が平成 17 年 1 月から完全施行された。

① 使用済自動車の引取台数

平成 23 年度に自動車リサイクル法施行以降初めて 300 万台を下回ったが、平成 24 年度以降は例年並みに回復し、平成 30 年度は前年度から微増の 338 万台となった。

② 特定再資源化等物品の再資源化等の状況

自動車メーカー等は、自動車破碎残さ（Automobile Shredder Residue、以下「ＡＳＲ」という。）、エアバッグ類、フロン類を引き取り、ＡＳＲ及びエアバッグ類については達成すべき基準に従って再資源化を、フロン類については破壊を実施する義務がある。平成 30 年度における再資源化の状況は、ＡＳＲについては 97.1%～98.7%、エアバッグ類については 94%であり、各社ともに基準（ＡＳＲ：70%、エアバッグ類：85%）を上回る再資源化を達成している。

<参考資料>

自動車リサイクル法の施行状況に関する報告（産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会 第 47 回合同会合議事要旨・資料）

<https://www.env.go.jp/council/03recycle/y033/mat04.pdf>

（２）地方公共団体における法施行の強化について

違法行為や不適正な行為が行われたり、自動車リサイクル法で定められたルート以外のルートで使用済自動車又は解体自動車が処理されないよう、引き続き措置することが重要である。

無許可解体業者等の存在は、事業者の公正な競争環境の維持及び生活環境保全等の観点から不適切であり、これまでも地方公共団体及び関係団体とも連携しつつ、自動車リサイクル法の運用に係る指針の作成等を実施してきたところである。また、各地方公共団体においては、立入検査を計画的に行う等、厳正な法の執行を実施していただいているところである。

とくに、昨今は、解体業者によるエアバッグ類のインターネットオークション販売、許可を持たない事業者への名義貸し、無許可業者による解体ヤードでの無許可解体等の複雑な課題も散見され、これらの課題についても取組を進めていただきたい。

また、令和元年 12 月 13 日付け事務連絡「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正について」において、自動車リサイクル法の改正に伴う、各欠格要件に該当しないことの審査等に関する技術的な助言を行っているところ、その運用に当たり遺漏なきようお願いしたい。

（３）不法投棄等の状況及び解消に向けた対応について

各地方公共団体の協力を得て、平成 31 年 3 月末時点の使用済自動車の不適正保管（野積等）及び不法投棄等の調査を実施した。

不適正保管及び不法投棄等の台数は、自動車リサイクル法施行時期（平成 17 年 1 月 1 日）前の約 22 万台（平成 16 年 9 月末）から約 0.49 万台（平成 30 年 3 月末）へと大幅に減少している。

また、事案当たり 100 台以上の大規模案件の件数及び台数については、全国で 450 件から 10 件、約 13 万台から約 0.15 万台へと大幅に減少しているものの、平成 29 年度比では全国で 11 件・0.17 万台から件数・台数ともに下げ止まり傾向にある。

また、不法投棄等の未然防止及び解消に関し、自動車リサイクル法第 105 条に基づき指定されている指定再資源化機関（（公財）自動車リサイクル促進センター）では、特定再資源化預託金等を活用し、自動車リサイクル法第 106 条第 1 項第 34 号及び第 4 号に基づく離島対策支援事業及び不法投棄等対策支援事業を実施している。

平成 30 年度は、離島対策支援事業として 86 市町村に 24,504 台分の輸送経費として 105,519 千円を支援した。不法投棄対策等支援事業については自動車リサイクル促進センターに事案の相談はあったところだが、行政代執行に係る支援要請はなかった。

不法投棄事案は一部地域で依然として残っており、各地方公共団体におかれては、必要に応じて自動車リサイクル促進センターのこれらの事業の活用を積極的に検討頂きつつ、引き続き使用済自動車の不法投棄等の未然防止及び解消に向けた対応をお願いしたい。

<参考資料>

離島対策支援事業について

<https://www.jarc.or.jp/automobile/designated-corp/recycle/support/>

不法投棄等対策支援事業について

<https://www.jarc.or.jp/automobile/designated-corp/recycle/unlawfuldumping/>

7. 太陽光パネル等のリユース・リサイクル・適正処分

使用済再生可能エネルギー設備（特に、太陽光発電設備、太陽熱利用設備及び風力発電設備）については、平成 24 年 7 月から開始した固定価格買取制度の影響もあって導入が急速に進んでおり、将来的には多量に使用済みとなったものが廃棄される。このため、リサイクルをはじめ、その廃棄時における適正な処理を推進していくことが重要である。

平成 24 年度から、使用済太陽光発電設備等の撤去、運搬、リユース・リサイクル及び適正処分までの一連の工程に関する試験や調査検討を行っている。平成 27 年度には、「太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分に関する報告書」及び今後のロードマップをとりまとめ、ロードマップに沿った施策の一環として、平成 28 年 4 月に「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）」をとりまとめ、公表している。

その後、中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会の指摘（平成 29 年 2 月）や太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査結果に基づく勧告に関する総務省勧告（平成 29 年 9 月）や先般の災害対応などを踏まえ、内容の見直しを行い、平成 30 年 12 月に第二版をとりまとめ、公表するとともに、本ガイドラインの周知を目的とした事務連絡を自治体及び関連事業者等に周知を行っている。

本年度は、太陽光パネルの適切なリユースのためのリユース基準の検討を行っており、引き続き使用済太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けて取り組んでまいりたい。

なお、本年 6 月に成立した「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）の一部改正が行われ、同法の認定を受けて売電を行っている事業用太陽光発電事業（10kW 以上）の認定事業者に対し、事業を終えた太陽光発電設備の解体・廃棄等に係る費用について、原則として外部機関への積立てが義務付けられることとなっ

た。今回の改正法では、併せて、自治体等が廃棄物処理法等の再エネ特措法以外の法律の規定に基づき、行政代執行等によって太陽光発電設備の解体等を行った場合、事後的に当該自治体等が当該積立金を取り戻せる規定を設けている。発電事業者は、廃棄物処理法等に基づき、事業を終えた太陽光発電設備の廃棄等の責任を負うところ、本規定は解体等の責務を認定事業者以外に転嫁するとの趣旨ではなく、他の法令の規定及び当該規定の目的に合致する範囲で、認定事業者以外の者が解体等を事実上実施した場合に、積立金の取戻しを可能とするとの趣旨である。改正法の施行は令和4年度を予定しているところ、経産省と連携し、積立金の取戻しに係る手続き等について、法の施行までには追って運用を示していく。

<参考資料>

太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分に関する報告書

太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第一版）

<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/renewable/index.html>

太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/110514.pdf>

太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査＜結果に基づく勧告＞

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html

太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ中間整理

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/taiyoko_haiki_hiyo_wg/pdf/201901210_01.pdf

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案【エネルギー供給強靱化法案】

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200225001/20200225001.html>

8. 使用済紙おむつの再生利用等について（資料 P.61）

高齢化に伴い消費量が年々増加している使用済紙おむつについて、市区町村等が、殺菌等の衛生的処理をした上でパルプ等の再生利用や熱回収を行うことを検討するための参考となるよう、使用済紙おむつ再生利用等の検討の流れ、取組事例、関連技術、関連規制等を整理したガイドラインを公表した。令和2年度はガイドラインの説明及び再生利用等事業者と市区町村のマッチングを行うための説明会を行うとともに、具体的な検討を行う市区町村等への専門家派遣等の支援を行うことを予定している。貴管下市町村においても、使用済紙おむつの再生利用等に向けたご検討をいただきたく周知をお願いするとともに、すでに検討を進めている市町村があれば、情報提供をお願いしたい。

9. リユースの推進について

(1) リユースの現況

3Rのうち、各種リサイクル法の施行等によりリサイクルは進展しつつあるが、製品の適正な継続利用の促進を通じた廃棄物の減量化（リユース）については、より一層の促進が必要である。第四次循環型社会形成推進基本計画においても、循環型社会形成に取り組むべき課題の一つとして、リユースをはじめとした2R型ビジネスモデルの確立・普及を促進することが求められている。

平成30年度は、我が国全体でのリユースの市場規模やビジネスの状況について調査した。調査結果は、下記参考資料のとおり掲載しているので、御参照頂きたい。

<参考資料>

使用済製品等のリユースの促進について

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/index.html>

(2) リユースの手引き等の資料について

環境省では、リユースの取組推進のため、手引き等の資料を公開している。

リユース業界向けには、コンプライアンス向上のために、リユース業界に係る法令をとりまとめた、「リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理」、「リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理」等を公表している。リユース業者の指導を行う際に参考にさせていただくためにも、貴管内市町村への周知をお願いしたい。

事業者向けの資料は、市町村によるリユース取組を育成するための「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」や、事業所から排出される使用済製品（オフィス家具・OA機器等）のリユースを促進するために参考となる情報をまとめた「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」を公開している。貴都道府県及び貴管内市町村においても、リユース品としての売却及びリユース品の調達を検討するのに参考になると思われる。是非、貴都道府県の総務部署や管財部署に共有頂くとともに、貴管内市町村への周知をお願いしたい。

広く市民の方を対象に、リユースの取組について知っていただくことを目的として整理した資料としては「リユース読本」を公開している。貴都道府県におかれても、これらの資料を参考に、リユースの取組を推進していただきたい。

<参考資料>

リユース業に関する環境関連法パンフレット

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/pamph01.pdf>

リユース業界を取り巻く環境関連法の法的環境の整理

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/seiri.pdf>

リユース業界に関わる関係法令（環境関連法以外）の整理

http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/seiri_igai.pdf

市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/27577.pdf>

オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き

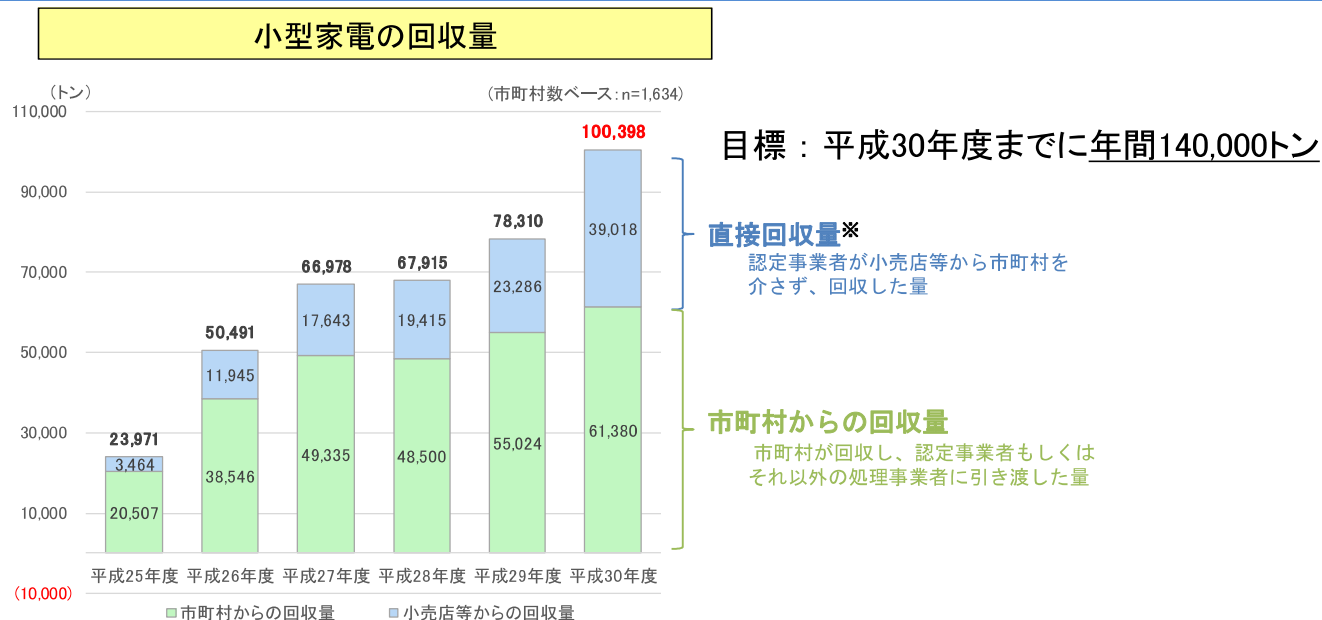
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/102969.pdf>

リユース読本

<http://www.env.go.jp/recycle/tokuhon-1.pdf>

小型家電リサイクル制度の取組状況等について

小型家電がリサイクル事業者の元に回収された実績



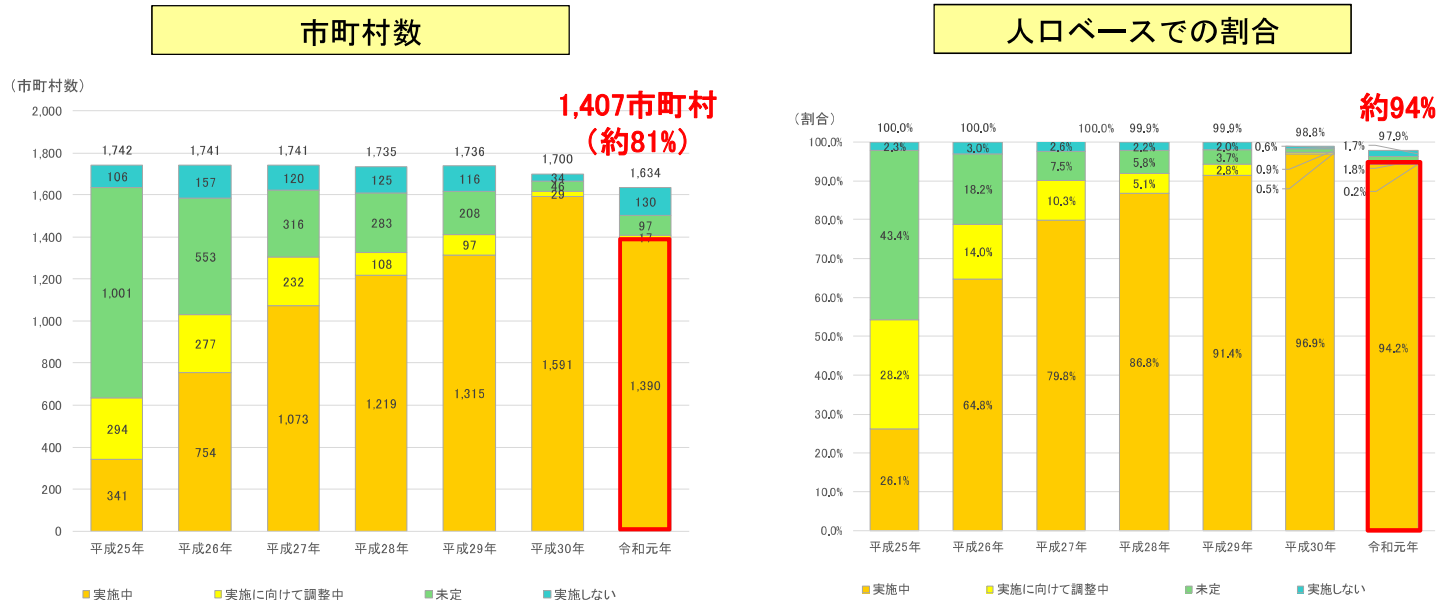
【参考:その他の団体による回収量(トン)】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
パソコン (PC3R推進協会)	5,990トン	5,588トン	3,604トン	2,882トン	2,564トン	2,397トン	＜出所＞一般社団法人パソコン3R推進協会：平成25、26、27、28、29、30年度の使用済パソコンの回収再資源化実績（デスクトップPC、ノートブックPC、ブラウン管式表示装置、液晶式表示装置） (https://www.pc3r.jp/topics/190722_2.html) (http://www.pc3r.jp/topics/140623.html 、/150622.html、/160627.html、/170714.html、/180710.html、190722_2.html)
携帯電話 (MRN)	1,083トン	1,024トン	896トン	852トン	911トン	779トン	＜出所＞モバイル・リサイクル・ネットワーク（MRN）：平成25、26、27、28、29、30年度回収実績（本体、電池、充電器） (http://www.mobile-recycle.net/result/)

※メーカー等から家庭系のパソコン・携帯電話を引き取ったもの及び事業者から引き取ったもので、再資源化事業計画どおり処理したものを含む（以下同じ。）

市町村の参加状況

- 小型家電リサイクルの取組状況等の把握のため、市町村に対し実態調査を行った。
 - ・ 調査対象：全市町村（特別区含む）1,741市町村（回収数1,634：回収率93.9%）
- 令和元年7月現在、小型家電の回収・処理の取組については、「実施中」は1,390市町村、「実施に向けて調整中」は17市町村、合計で1,407市町村（約81%）であり、居住人口ベースでは約94%となっている。



2

今後の取組（予定）について

平成31年3月より開催している小型家電リサイクル審議会での検討結果を踏まえて、今後、基本方針を次案のとおり改める予定。

- ・ 目標年度を平成30年度から令和5年度に改める。
- ・ 現在審議会を実施しており、今後の取り組みの指標とする。
- ・ 各関係主体が取り組むべき事項として、以下の項目等を明示する。
 - 国は、効率的な収集・運搬の社会実装に向けた支援を行うとともに、**優良事例の横展開に向けた事例の整理や周知に取り組むべき**であること。
 - 市町村は、使用済小型家電の分別回収に伴う財政的メリットの評価に努めるとともに、**リチウムイオン電池使用製品に起因する火災等のリスク低減に寄与する等の財政的に評価しづらいメリットについても改めて整理し、回収方法の採用可否について総合的に判断すべき**であること。
 - 市町村は、**地域特性に応じて最適な回収方法を選択するとともに、認定事業者や小売店等との連携**についても検討すべきであること。
 - 各関係主体は、小型家電の回収、再資源化の効率化に向けたコミュニケーションに努めるべきであること。
 - 認定事業者が、**リチウムイオン電池等を安全に処理できる体制を構築し、消費者が排出しやすい回収ルートを整備**していくこと。またそれにより、市町村の通常のごみ処理における発火等の事故抑制に寄与し、社会的な意義が認められることから、小型家電リサイクル制度の下、こうした総合的な価値を考慮した上で、関係者が支えていくことが重要であること。

報告書（案）における市区町村へのお願い

報告書（案）では、小型家電リサイクル制度の促進に向けて、市区町村に対して以下のとおり検討いただきたい事項をまとめている。

- ・コスト低減に向けた新たな技術やシステムの導入について積極的に検討すべきである。
- ・費用便益ツールの活用等により、使用済小型家電の回収に伴う財政メリットを評価するよう努めるべきである。また、財政面以外のメリット（火災リスク低減等）についても積極的に評価し、回収方法の採用可否について総合的に判断すべきである。
- ・地域特性に応じた最適な回収方法の選択や、認定事業者・小売店等との連携についても検討すべきである。
- ・引き続き、その得意分野を生かした普及啓発に取り組むべきである。特に、市町村は、小型家電の排出方法等についてごみカレンダーにおいて掲載すること等により、消費者に小型家電の排出方法を周知するべきである。

環境省の小型家電リサイクル促進に向けた支援等について

①小型家電リサイクル促進に向けた市町村支援事業

・環境省（委託先）が現場確認を行い、市町村の実情を把握した上で、市町村の担当者や施設運営者との意見交換を通じて課題を抽出し、改善メニューの検討、市町村に対する提案を行うもの。

②市町村における小型家電リサイクルの改善方策検討の手引き

・市町村における小型家電リサイクルの回収量増加や採算性向上に向けた対策メニュー及び市町村の具体的実施事例をとりまとめた手引き。本資料の末尾に掲載。
・<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/tebiki.pdf>

③市町村－認定事業者の契約に係るガイドライン

・認定事業者との契約だけでなく、その他適正な者の「適正性」の確認について、末尾にチェックリストを掲載。
http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/attach/gl_agree140425.pdf

④小型家電リサイクルの費用便益分析ツール

・市町村の小型家電リサイクル事業の費用便益分析を簡易に計算することを目的としたツール。小型家電リサイクルの新規取組に際し、活用いただきたい。
・<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/bunseki.xlsx>

⑤小型家電リサイクル学習授業支援パッケージ

・誰でも手軽に小型家電リサイクル学習に取り組めるよう資料教材や授業展開等をセットにして提供しているもの。

http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/kode_nzyugyo.html



⑥小型家電リサイクルの普及啓発

・メダルプロジェクトの機運を活用した「アフターメダルプロジェクト」を通じて、小型家電リサイクルの普及啓発PRイベント等を実施。（後述）



アフターメダルプロジェクトでの取組状況①

- ・「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の機運を活用した広報ツールを作成
- ・小型家電リサイクルを紹介するチラシ及び広報動画を公開しており、様々な場所で活用いただきたい。
- ・市町村の希望に応じて携帯電話・スマートフォン回収ボックスを配布

～携帯電話・スマートフォン専用回収ボックス～

～小型家電リサイクルチラシ～



～小型家電リサイクル広報動画～



【環境省HPに掲載】

http://www.env.go.jp/recycle/aftermedal_tirashi.pdf

アフターメダルプロジェクトでの取組状況②

- ・環境省では自治体、令和元年度も認定事業者と連携した小型家電リサイクルの普及啓発イベントを開催
- ・今年度では渋谷区、松山市、盛岡市等の環境イベントにて小型家電リサイクルを紹介
- ・2021年の三重とこわか大会でのメダル製作に小型家電リサイクルを活用した取組を三重県と共に実施

⇒各自治体におかれてもこれらの取組の実施を通じた小型家電リサイクルの促進に協力いただきたい。

環境イベントの風景



2021年10月23日(土)～10月25日(月) 617日

大会トップ 三重とこわか大会について 実施競技 競技会場 とこわか運動

大会トップページ ▶ 競技の目次 (大会)

○三重とこわか大会に向けた小型家電リサイクルの取組

[2019年12月9日] 10:754

ソーシャルサイトへのリンクは右ウィンドウに表示されます

三重とこわか大会に向けた小型家電リサイクルの取組

使用済み携帯電話等からリサイクルした金を使用し、三重とこわか大会（第21回全国障害者スポーツ大会）の金メダルを制作する市民参加型の取組を下記のとおり開始します。リサイクル金を使用し金メダルを制作する取組は、全国障害者スポーツ大会としては初めてとなります。

なお、本取組では、障がい者の社会参加の促進につながるよう、回収した携帯電話等の分解作業を県内の福祉作業所において行う予定であり、電機と福祉の連携によるメダル制作によって、三重とこわか大会・三重とこわか大会のPRやリサイクル意識の向上を図っていきます。

お問い合わせ

三重とこわか大会・三重とこわか大会実行委員会事務局
総務企画課企画課

電話：059-224-2995
ファクス：059-224-3022

直接問い合わせフォーム

三重県とこわか大会（第21回全国大会）の金メダル製作

- 回収拠点を県内各市町に多数設置（回収ボックスを環境省で提供）
- 携帯電話、スマートフォン、PCを中心として、5000台を回収目標（～令和2年11月（予定））
- 小型家電の解体作業を県内の福祉作業所に実施してもらうことで、障がい者雇用促進にも寄与

リチウムイオン電池等の処理過程における発火おそれについて

- リチウムイオン電池は、処理過程における破砕機等により押しつぶされることで、ショート・発火するおそれがある。
- すでに、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池使用製品（以下、「リチウムイオン電池等」という。）の回収・処理過程において、発煙・発火のトラブルが報告されている。

リチウムイオン電池の発火件数の例

<2018年度 発煙・発火トラブルの原因物 内訳>

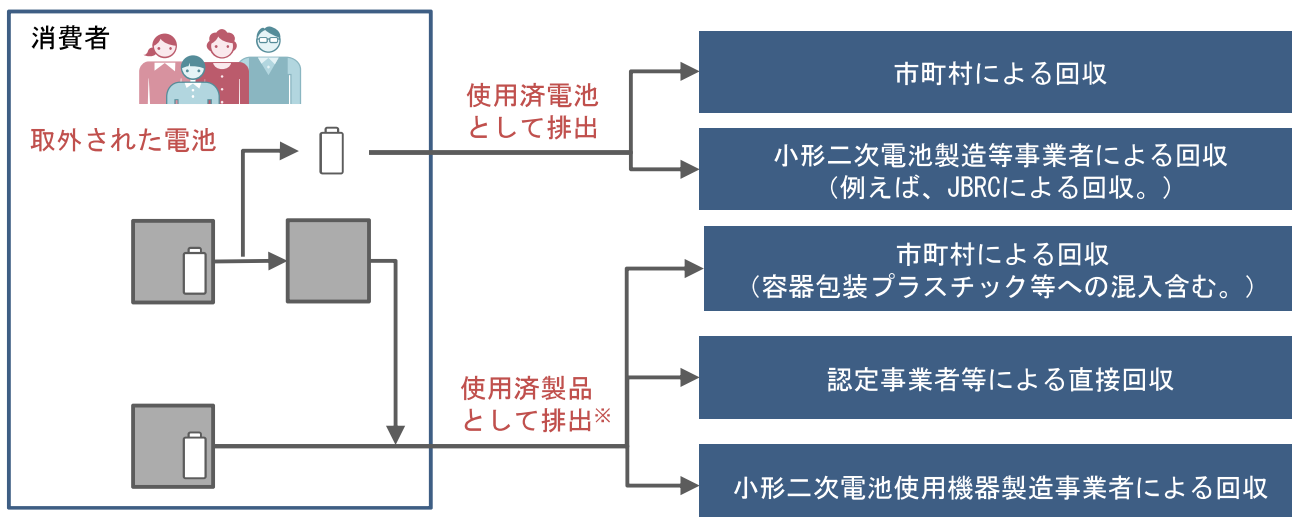
発煙・発火原因物	件数
リチウムイオン電池等の充電式電池	79
加熱式タバコ	15
乾電池	5
掃除機バッテリー	3
モバイルバッテリー	2
発火原因特定出来ず	19
合計	123

出所)「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ウェブサイト」
<https://www.jcpra.or.jp/municipality/dangerous/tabid/757/index.php> (閲覧日: 2019年9月20日)

8

リチウムイオン電池等の回収・処理の流れ

- リチウムイオン電池を含む小形二次電池については、①市町村による回収、②資源有効利用促進法に基づく小形二次電池の製造等事業者による回収（例えばJBRCによる回収）が行われている。また、小形二次電池使用製品については、①市町村による回収、②小型家電リサイクル認定事業者による直接回収、③資源有効利用促進法に基づく小形二次電池使用機器の製造事業者による回収が行われている。
- JBRCは、小型家電リサイクル法の認定事業者が分別した小形二次電池や市町村が分別回収した小形二次電池の一部についても引き取っている。
- 市町村による回収においては、可燃ごみ、容器包装プラスチック等の市町村として意図していない分類に混入して排出されている場合が存在している。



※ パソコンは一般社団法人パソコン3R推進協会と製造等事業者により、携帯電話はモバイル・リサイクル・ネットワーク（MRN）によっても、それぞれ回収されている。

9

リチウムイオン電池の発火リスクに対する市区町村へのお願い
小型家電リサイクル制度の評価・検討の報告書(案)では、リチウムイオン電池の発火リスクへの対応について、市区町村に対して以下の検討事項をまとめている。

- 市町村は、リチウムイオン電池等を分別して回収するために、ごみカレンダー等に掲載する等により、消費者にリチウムイオン電池等がもたらす発火リスクや適切な排出方法を周知するべきである。
- 市町村は、小型家電及び電池の回収について、分別区分を明確化する等により回収を促進するべきである。また、分別されたリチウムイオン電池等を他の製品と分けて回収することができる適切な収集・運搬体制を構築するべきである。さらに、小型家電の分別回収を通じた、収集・運搬、処理過程における作業員の安全や設備の保全といった廃棄物処理システム全体にもたらす付加価値について、総合的に考慮するべきである。

食品ロス関係資料

食品ロスの削減及び食品リサイクルの推進について

○食品ロス削減推進計画の策定について

- ・ 昨年10月の「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行を踏まえ、本年3月に同法第11条に基づく基本方針を閣議決定したところ。
- ・ 各都道府県・市町村においては、同方針を踏まえ同法第12条又は第13条に基づく食品ロス削減推進計画の策定に向けた積極的な取組をお願いしたい。なお、計画策定に当たっては、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付ける形で一体的に作成することも可能。

○市町村を対象としたモデル事業について

- ・ 食品ロス削減推進法の施行等を踏まえ、食品ロスの削減・食品リサイクルの推進を実効的に推進するため、①組成調査の実施支援、及び②地方公共団体が実施する先導的な食品ロス削減・食品リサイクルの取組に関するモデル事業等について、今年度実施を予定。（例：「新しい生活様式」における食の消費スタイルを踏まえた食品ロス対策、食品ロス削減アプリ等を活用した食品ロス削減の取組、地域における効率的な収集運搬による食品リサイクルの取組など）
- ・ モデル事業においては、環境省請負事業において、地方公共団体の取組の実費等への支援（上限あり）を行うとともに、取組の効果を検証し、その成果を広く発信することで、他の地域への展開・波及を図ることを目的とする。

○事業系一般廃棄物の有料化の取組について

- ・ 昨年7月に新たに策定した食品リサイクル法に基づく基本方針において、「市町村においても、食品循環資源の再生利用等を一般廃棄物処理計画に位置付けた上で、事業系一般廃棄物の処理の有料化等の更なる推進及び多量に一般廃棄物を排出する食品関連事業者に対する事業系一般廃棄物の減量に向けた指導の徹底を行うことが期待される」とされたところ。
- ・ また、「一般廃棄物処理有料化の手引き」（令和3年3月改訂予定）においては、「廃棄物処理法上、市町村は、当該市町村内における事業系を含めた全ての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。そのため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。」とされている。
- ・ 各市町村におかれては、上記を踏まえ、食品循環資源の再生利用等の促進のため、事業系一般廃棄物の原価相当の料金徴収について、更なるご検討をお願いしたい。

<食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

令和元年5月31日に令和元年法律第19号として公布 10月1日より施行

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

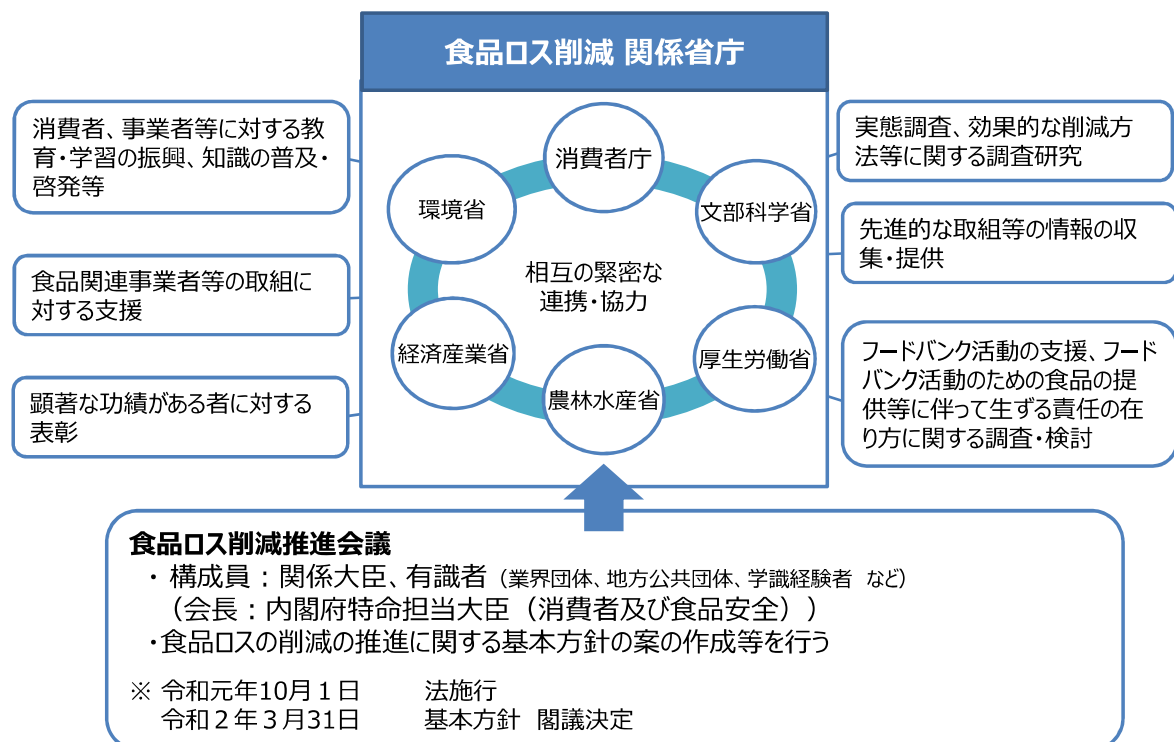
前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

→ 多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第2条） まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組	基本的施策（第14条～第19条） ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等 ※ 必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む ②食品関連事業者等の取組に対する支援 ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰 ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究 ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供 ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討
責務等（第3条～第7条） 国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力	
食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条） 食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進	
食品ロス削減月間（第9条） 食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）及び食品ロス削減の日（10月30日）を設ける。	
基本方針等（第11条～第13条） ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定） ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定	食品ロス削減推進会議（第20条～第25条） 内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議 （会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

● 食品ロスの削減に向けた政府の体制・取組（概要）



「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」①

- 令和元年5月、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が全会一致で可決・成立。10月施行。
- 法第11条に基づき、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、基本方針を策定するもの。
- 都道府県及び市町村は、この基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定（努力義務）。

I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向

1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義

- ・我が国は、食料の多くを輸入に依存（食料自給率（カロリーベース）：37%（平成30年度））。
- ・まだ食べることができる食品については、できる限り食品として活用するようにし、食品ロスを削減していくことが重要。
- ・家計負担や、地方公共団体の財政支出の軽減、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制等も期待。
- ・我が国の食に関わる文化の再確認にもつながるもの。

2 我が国の食品ロスの現状

- ・食品ロス量は、年間612万トン（平成29年度）。このうち、事業系は328万トン、家庭系は284万トンと推計。

3 基本的な方向

- ・国民各層が食品ロスの削減を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」にとどまらず「行動」に移すことが必要。
- ・多様な主体が連携し、国民運動として推進。

II 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

1 求められる役割と行動

- ・食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生し、サプライチェーン全体で取り組むべき課題。両者を「つなぐ」コミュニケーションの活性化が重要。
- ・それぞれの主体別に求められる役割と行動としては、例えば、
【消費者】 日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて理解・把握し、削減のためにできることを一人一人が考え、行動に移す。
買い物の前に家にある食材をチェック。定期的な冷蔵庫内の在庫管理。食卓に上げる食事は食べられる量に。外食時は食べられる量を注文、料理が残った場合は自己責任の範囲で持ち帰り。
【農林漁業者・食品関連事業者】 自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、見直しを図る。
規格外や未利用の農林水産物の有効活用。納品期限（3分の1ルール）の緩和、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長。季節商品の予約制等需要に応じた販売。値引き・ポイント付与等による売り切り。外食での小盛りメニュー等の導入、持ち帰りへの対応。食品ロス削減に向けた取組内容等の積極的な開示。
【国・地方公共団体】 2に掲げる施策の推進。災害時用備蓄食料の有効活用。主催イベント等での食品ロスの削減。

4

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」②

2 基本的施策

- ・国においては、以下に取り組み、食品の生産から加工、流通、消費に至る一連の過程において、削減の取組を強力に推進。
- ・地方公共団体においては、以下を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進。

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

- ・家庭での食品ロスの削減のために、暮らしの中で意識して実践できる内容を普及啓発。消費者が食品ロスを意識する取組を推進。
- ・消費者に対し、期限表示の正しい理解を促進。
- ・食品ロス削減月間（10月）での取組の他、通年にわたり広報。
- ・地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発・提供等を推進。
- ・学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促進。一律に完食を強要するような指導ではなく、個に応じた給食指導。

(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援

- ・規格外や未利用の農林水産物の活用を促進。
- ・商慣習見直しとして、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長、納品期限の緩和の一体的な促進等。
- ・季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進。
- ・食品関連事業者に対する一体的な消費者啓発の呼びかけや啓発資材の提供を推進。
- ・小盛りサイズメニューの導入等を促進。ビュッフェ・宴会での食事提供の工夫等、外食事業者の取組事例を周知。
- ・外食の際、持ち帰りに関する留意事項を十分に理解して希望する者が「自己責任で持ち帰り」を行うことを「当たり前」にする啓発を推進。
- ・物流の効率化等による食品流通の合理化やICT等新技術の活用による食品ロス削減の取組を促進。

(3) 表彰

- ・取組の重要性が国民に広く認知されるよう、国において表彰制度を創設。

(4) 実態調査及び調査・研究の推進

- ・食品ロスの発生量の推計、発生要因の分析を実施。効果的な削減方法等に関する調査・研究を実施。

(5) 情報の収集及び提供

- ・先進的な取組や優良事例を広く提供。若者等による積極的な取組事例の収集・提供を強化。食品ロス削減の取組・アイデアを募集・紹介。

(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等

- ・関係者相互の連携のための取組（例、食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチング）を含めたフードバンク活動の支援を実施。事業者等によるフードバンク活動団体の取組への広範な支援を推進。
- ・フードバンク活動団体における食品の取扱い等に関する手引きを周知。
- ・食品の提供等に伴う責任の在り方について、外国の事例の調査等を行い、検討。

5

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」③

Ⅲ その他食品ロスの削減に関する重要事項

1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画

(1) 食品ロス削減推進計画の意義

- ・国の施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要。
- ・地方公共団体は、積極的に推進計画を策定することが望まれるもの。

(2) 食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項

- ・地方行政として推進していくためには、関係する部局間で、認識を共有し、関係施策の連携を深めることなどが重要。
- ・地域の関係団体・事業者等の意見を十分に聴き、協働することが必要。フードバンク活動が行われている地方公共団体等では、フードバンク活動団体との連携に配慮、必要な支援を検討・実施。
- ・食品ロスの削減に向けた取組の現状、課題を把握し、推進計画を策定。Ⅱの2の基本的施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を盛り込み。
- ・地方公共団体におけるSDGsの推進や地方創生の取組、廃棄物処理計画の中に食品ロスの削減の取組を位置づけることも一法。
- ・推進計画の策定後は、定期的に取組の成果を検証し、効果が上がるよう推進することが重要。

(3) 食品ロス削減推進計画の策定への支援

- ・国は、地方公共団体が推進計画の策定に伴って生じる負担が軽減されるよう必要な支援を実施。

2 関連する施策との連携

- ・関連施策（「循環型社会形成推進基本法」「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」「食育推進基本法」など）との連携のため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要。

3 食品ロスの削減目標等

- ・「第四次循環型社会形成推進基本計画」における家庭系食品ロスや「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」における事業系食品ロスの削減目標（2030年度までに2000年度比で食品ロス量をそれぞれ半減）の達成を目指し、総合的に取組を推進。
- ・食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%に。

4 実施状況の点検と基本方針の見直し

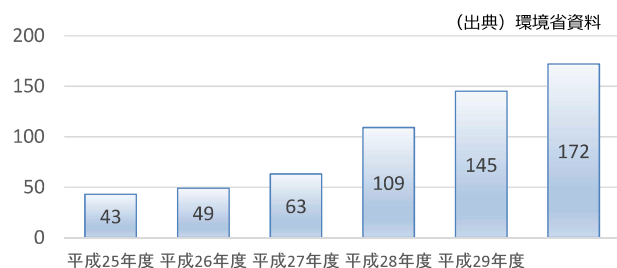
- ・施策の実施状況について、適切に点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて施策を見直し。
- ・社会経済情勢や施策の実施状況等を踏まえて、法施行後おおむね5年を目途に基本方針の見直しについて検討。

6

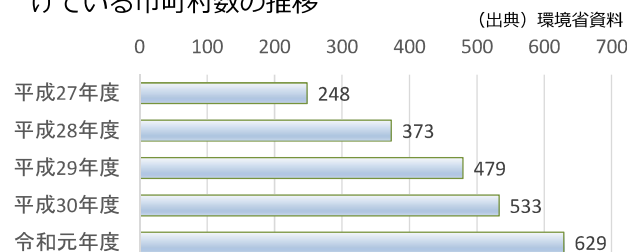
地方公共団体の食品ロス削減の取組支援

- ✓ 平成28年1月に策定した「廃棄物処理法の新たな基本方針」において、家庭から排出される食品ロスの発生量を調査している市町村数を、平成30年度に200市町村に増大させる目標を設定し支援。
- ✓ 地方公共団体での実態把握に向け、**調査費用の支援のほか、マニュアルや動画で調査手順を解説。**
- ✓ 食品ロス削減推進法を受けて、令和2年度に地方公共団体における計画策定支援を実施予定。

①食品ロスの発生量を調査している市町村数の推移



②食品ロス削減を一般廃棄物処理計画等に位置づけている市町村数の推移



③環境省による調査支援（平成29年度～）

財政的支援

- 支援対象
平成29・30年度：15市町村、令和元年度：14市町村
- 支援内容
調査にかかる金額上限50万円

技術的支援

- 家庭系廃棄物から厨芥類を分類し、含まれる食品ロスを把握する方法について手順書を作成するとともに動画で解説。



「実施計画の検討」、「調査の実施」、「結果のとりまとめ」の3つに分けて解説。合計約15分



(ご参考) 食品ロスに関する情報を一元的に集約したHP等

- 消費者、自治体、事業者等の様々な主体が食品ロスの削減に向けた取組を進めるには、何よりもまず、身の回りの食品ロスについて正確な情報を得ることが重要。
- 環境省では、それぞれの主体が食品ロスに関する正確で分かりやすい情報を得ることができる環境を整備するべく、**食品ロスに関する情報を集約したポータルサイト**を作成している。

「食品ロスポータルサイト」はこちら！



- 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

各市町村の食ロスに関する施策等について紹介されている
<https://info.pref.fukui.lg.jp/junkan/tabekiri/network/>

- 一般財団法人 全国食品リサイクル連合会

食品リサイクル法に関する取組について
<http://shokuri.jp/>



使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドラインについて

環境省
令和2年8月

紙おむつ（乳幼児用・大人用）の生産数量推移

- 紙おむつの生産数量は乳幼児用・大人用ともに増加傾向にあり、2018年には合計約235億枚（乳幼児用151億枚、大人用84億枚）となっている。
- 2018年の生産数量は、乳幼児用では2010年の1.7倍、大人用では1.5倍である。

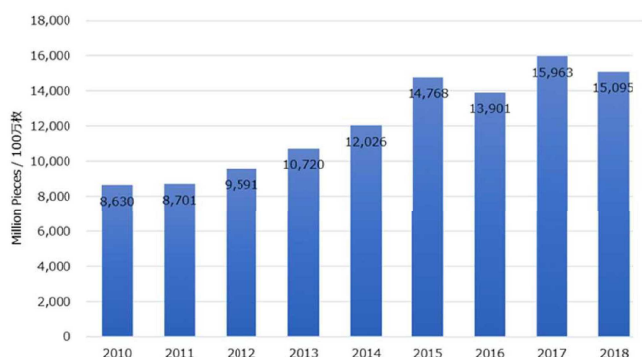


図1 乳幼児用紙おむつの生産数量推移

（出所）一般社団法人日本衛生材料工業連合会
乳幼児用紙おむつの統計データ
<http://www.jhpie.or.jp/data/data5.html>
（最終閲覧日：2019年11月1日）

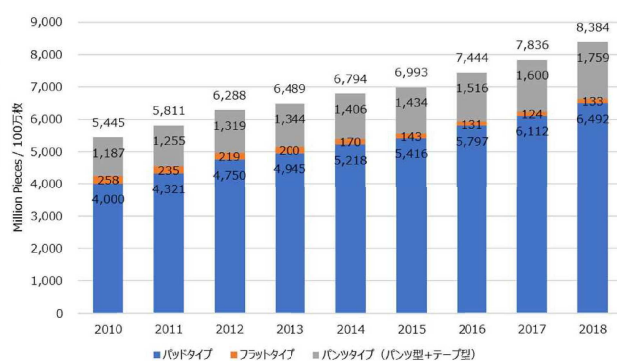
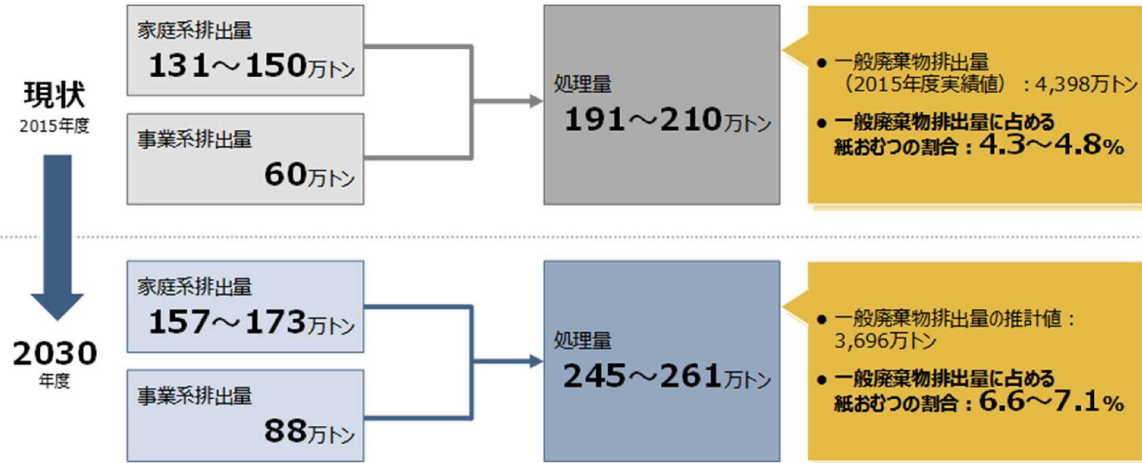


図2 大人用紙おむつのタイプ別生産数量推移

（出所）一般社団法人日本衛生材料工業連合会
大人用紙おむつの統計データ
<http://www.jhpie.or.jp/data/data6.html>
（最終閲覧日：2019年11月1日）

一般廃棄物に占める使用済紙おむつの割合

- 国内で消費された紙おむつは、し尿を吸収して重量が約4倍になり、現状（2015年度）では、国内処理量は191～210万トン、一般廃棄物に占める紙おむつの割合は4.3～4.8%と推計される。
- 2030年度には、一般廃棄物に占める紙おむつの割合は6.6～7.1%と推計され、地域によってはより高い比率となる可能性もある。



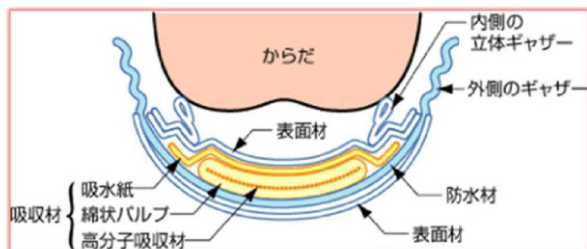
出所：2030年度の一般廃棄物発生量については、①環境省「日本の廃棄物処理」からの回帰分析による推計、または②環境省「循環型社会形成推進基本計画」より、平成32年度（2020年度）に、一般廃棄物の排出量が平成12年度比で約25%減少し、その水準が2030年度まで横ばいになると仮定した。2030年度の紙おむつ排出量・処理量については、人口推計他、各種公表資料を用いて三菱総合研究所にて推計。

2

使用済紙おむつ再生利用等の概要

- 紙おむつは、素材としては**上質パルプ**、**樹脂**、**高分子吸収材**から構成。現在は主に焼却処理されているが、リサイクルによりパルプ等の有効利用が可能。

＜紙おむつの組成※パンツ型の例＞



素材	構成比率の例
上質パルプ	52%
樹脂	28%
高分子吸収材	20%

＜使用済紙おむつ再生利用等による効果＞

・市区町村

焼却処理の最適化・費用の低減、資源の有効利用・埋立処分量の削減、CO2排出量の削減 等

・事業者

廃棄物処理費用の低減、企業評価の向上 等

・社会

資源の有効利用の環境面の効果、地域の活性化、産業の発展 等

＜使用済紙おむつ再生利用等検討時の課題＞

- ・衛生面を含む**適正処理の確保**への懸念
- ・リサイクル**技術等に関する情報の不足**

3

使用済紙おむつの再生利用等ガイドラインの概要

<GL目次>

1. 本ガイドラインについて
ガイドラインの目的・位置づけ・対象
2. 紙おむつをめぐる状況
 - 2.1 紙おむつの生産量・排出量
 - 2.2 使用済紙おむつ処理の現状
 - 2.3 使用済紙おむつ再生利用等の効果
3. 使用済紙おむつの再生利用等に向けた検討
 - 3.1 使用済紙おむつの排出状況の把握
 - 3.2 使用済紙おむつの収集運搬方法の検討
 - 3.3 使用済紙おむつの再生利用等方式の検討
 - 3.4 住民・排出事業者等への周知・協力依頼
 - 3.5 安全衛生上の留意事項
4. おわりに
5. 参考資料
 - 5.1 使用済紙おむつ再生利用等方式
 - 5.2 使用済紙おむつの再生利用等に取り組む市区町村の例
 - 5.3 使用済紙おむつの再生利用等施設の導入等にあたり活用可能な支援策の例
 - 5.4 使用済紙おむつの再生利用等に関連する法令・基準
 - 5.5 使用済紙おむつ再生品に関連する基準
 - 5.6 海外企業の使用済紙おむつの再生利用等の技術紹介

4

使用済紙おむつの再生利用等ガイドラインの概要

<GLの目的>

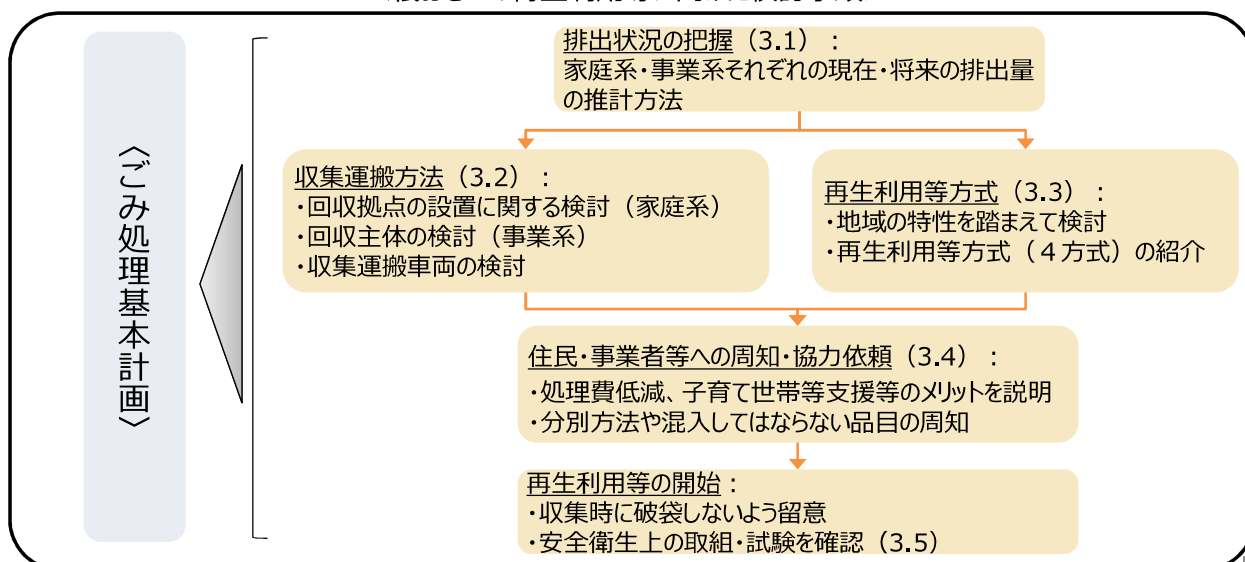
使用済紙おむつ再生利用等の検討を行う市区町村等に、適正処理を確保した上で再生利用等を導入するための参考となるよう、検討の流れ/取組事例/関連技術/関連規制等を整理したもの

<GLの対象>

使用済子ども用及び大人用紙おむつ（フラット型、テープ型、パンツ型、パッド類）

※感染性廃棄物は対象としない。

<紙おむつの再生利用等に向けた検討手順>



5

今後の進め方

① ガイドラインの普及

- ガイドラインの説明、再生利用等事業者と市区町村のマッチング説明会の開催
- ガイドラインの普及啓発資料の作成

② 市区町村へのコンサルティング

- 市区町村への意向調査
- 市区町村を対象とした再生利用等の導入に結び付くコンサルティングの実施（市区町村との意見交換、有識者派遣等）

③ 導入支援

- 市区町村の設置する再生利用等施設に対する一般廃棄物処理施設の整備に係る交付金支援
- 民間事業者が利用可能な補助金等に関する情報提供

④ 使用済紙おむつの再生利用等に関する調査

- 使用済紙おむつの再生利用等に関する事例調査（市区町村、排出事業者、再生利用等事業者）

6

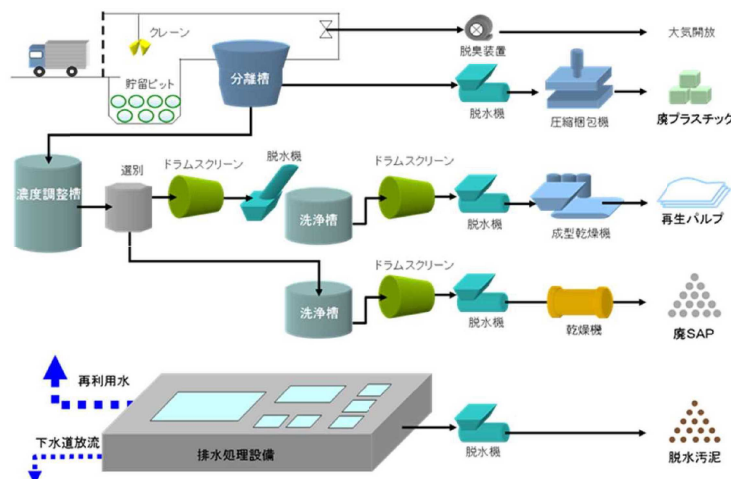
参考資料

7

再生使用済紙おむつの再生利用等方式①

＜水溶化・分離処理によるパルプ・プラスチック回収＞

- ・ 使用済紙おむつを分離剤で溶解させ、分離・洗浄・殺菌・脱水を行い、パルプ、プラスチックを回収する。水溶化に用いる水は、使用后浄化し循環水として工程内で再利用される。
- ・ 再生パルプは建築資材、プラスチックとSAPはRPF、汚泥は土壌改良剤として再生利用等が可能。
- ・ 2005年より大牟田市内で導入実績があり、現在も稼働している。医療・福祉施設から排出される使用済紙おむつを中心に、福岡県大木町・みやま市の家庭ごみも処理している。



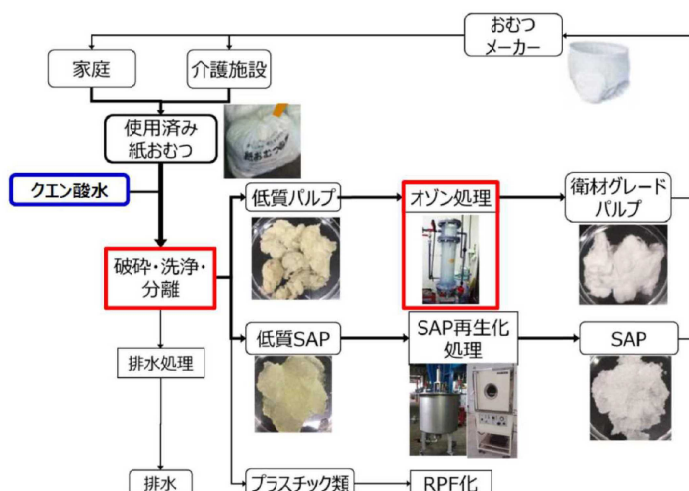
「水溶化・分離処理によるパルプ・プラスチック回収」の流れ

8

使用済紙おむつの再生利用等方式②

＜水溶化・分離・オゾン処理による水平リサイクルに向けたパルプ回収＞

- ・ 使用済紙おむつを水溶化により破碎、分離する。取り出されたパルプをオゾン処理工程で殺菌・漂白することで、衛生グレードパルプに再生することが可能。処理後のパルプからは排泄物に含まれる大腸菌等は検出されず、ヒト由来の汚れ指標であるタンパク質濃度も測定下限以下になっている。
- ・ SAPについても、回収・リサイクルし、バージンSAPと同等の吸水性能に再生することが可能。
- ・ 2019年度まで鹿児島県志布志市内において家庭系使用済紙おむつを回収・処理を行う実証試験を実施、2020年度より本格稼働予定。

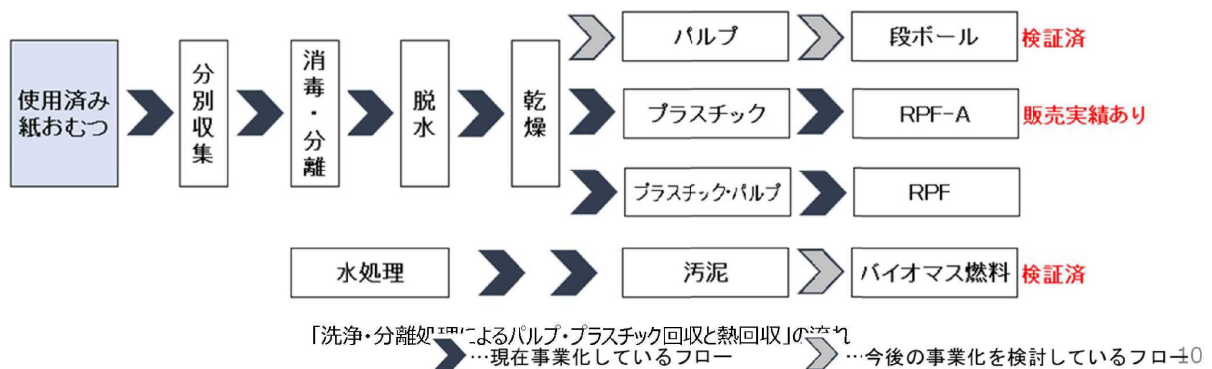


9

使用済紙おむつの再生利用等方式③

＜洗浄・分離処理によるパルプ・プラスチック回収と熱回収＞

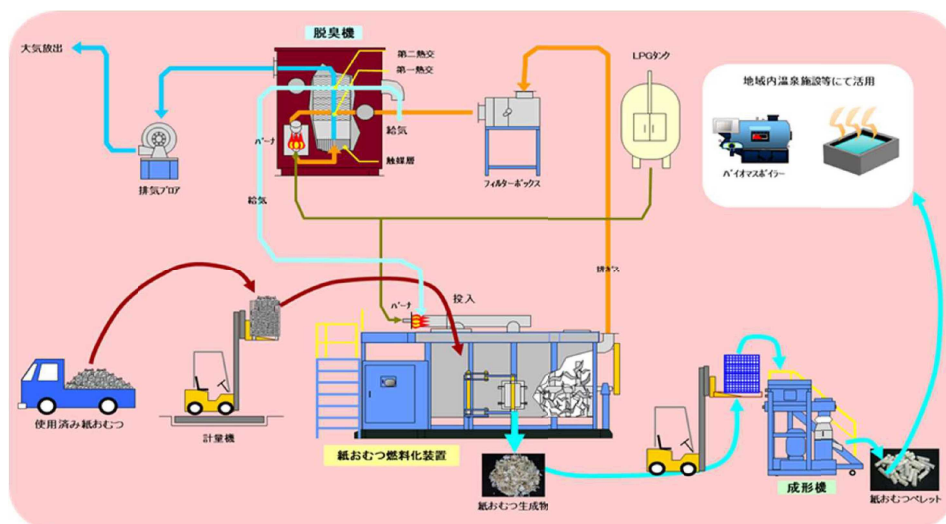
- 使用済紙おむつを機械に投入し、石灰を加えて脱水、次亜塩素酸で消毒、洗剤で洗浄を行う。破碎工程を含まないことが特徴。
- プラスチックからRPF-Aも製造し、販売が可能。その他、パルプからの段ボール製造、汚泥からのバイオマス燃料製造についても実証済み。
- 2009年に千葉県松戸市内において導入実績があり、現在も稼働している。病院、福祉施設から事業系一般廃棄物の回収・処理を実施



使用済紙おむつの再生利用等方式④

＜破碎・発酵・乾燥処理による燃料製造＞

- 2011年の鳥取県伯耆町での導入を始めとして、各地にて導入実績のある使用済紙おむつの燃料化装置。
- 装置に使用済紙おむつを投入した後は、自動的に破碎・発酵・乾燥が進行する。高温処理により殺菌し、触媒脱臭により汚物由来の排気臭を除去すると共に排気の安全を確保する。生成燃料を成形機でペレット化し、バイオマスボイラーやストーブの燃料として使用することが可能。



「破碎・発酵・乾燥処理による燃料製造」の流れ